

平成 26 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	イ ン サ イ ト	
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長	浅 井 一	
コ ー ド 番 号	2172	札 幌 証 券 取 引 所	ア ン ビ シ ャ ス
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 部 長	工 藤 禎	
電 話 番 号	011-233-2221 (代表)		

当社元従業員の不正行為に関するお知らせ

この度、誠に遺憾ではありますが、当社元従業員による不正行為がおこなわれていたことが判明いたしましたのでご報告申し上げます。当社の株主の皆様をはじめとする投資家、市場関係者及びお取引先の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを心より深くお詫び申し上げます。

本件につきましては、不正行為の疑いが発覚後直ちに詳細な社内調査を開始し、その内容等の解明に取り組むと同時に、外部の弁護士等と対応を協議してまいりましたが、被害額がほぼ判明いたしましたので本日の開示にいたしました。

当社は、今回の不正行為が行われた事実を厳粛に受け止め、グループ全社をあげて再発防止の徹底に取り組んでまいります。

記

1. 不正行為の判明した経緯と概要

当社元従業員が、平成 26 年 2 月から平成 26 年 3 月にかけて、複数の仕入先を利用して架空の仕入発注による不正行為を行っていたことが判明いたしました。

本件は、当該仕入先のうちの一社から、当社よりの 3 月末日予定の支払いがない旨の指摘があったことをきっかけに、不正行為の疑いが発覚しました。その指摘を受けた後、直ちに元従業員が関与した取引の状況を確認すると共に元従業員に対するヒアリングを実施した結果、本人が不正行為の事実を認めました。

当該元従業員は、仕入先に対し存在しない架空取引を偽ってパソコン等の納品を受け、それを売却して換金し自己の借金返済に充てていたものです。当該不正仕入れに関する社内手続き並び社内報告が一切ないことはもとより、当該取引に関係する売上及び経費の計上は一切されておらず、本件不正行為に関った他従業員もおりませんでした。

現在までの社内調査並びに当該仕入先への聴き取り調査により、本件不正行為はこの元従業員一人で実行したもので、社内外を含めて共謀者並びに共犯者はいないものと判断いたしました。なお、平成 26 年 4 月 17 日開催の取締役会にて、当該元従業員を懲戒解雇とすることを決議し、平成 26 年 4 月 17 日付けで当該元従業員を懲戒解雇処分といたしました。

2. 業績に与える影響

本件不正行為に関する調査・確認作業が現在も継続中ではありますが、被害総額は約 11 百万円であると判明しております。本件被害額の回収につきましては、当該元従業員等から全額弁済の意思と目処が立っており、既に開示しております決算情報、平成 26 年 6 月期連結決算並びに業績予想に対する影響は無いものと見込んでおります。なお、今後、調査の結果、新たな事実や開示の必要な状況が生じた場合には速やかに公表いたします。

3. 今後の対応について

この度、このような不祥事が発生したことを真摯に受け止め、抜本的な再発防止策を講じてまいります。

①仕入先への協力要請

本件においては当該仕入先への発注が口頭にて行われ、後日当該仕入先向けに作成された発注書には当該元従業員の個人印のみが押印されておりました。当社では、資材の発注書には必ず営業部長または管理部長の承認印及び当社印を押印することを社内規程で定め、発注書発行における内部チェックを実施しております。

本件を機に、当社と取引のある全ての仕入先に対し、当社発行の正規の発注書には当社の営業部長または管理部長の承認印及び当社の社印が押印されており、それらが充足していない発注書は無効の取り扱いをされるよう仕入先へ協力要請と周知徹底を図ります。

②社内研修の実施及び内部通報制度の周知徹底

本件の内容についての情報共有、及びコンプライアンスの再強化について社内研修を実施します。また、不正行為の早期発見及び未然防止を図るため、グループ全社の従業員に対して内部通報制度の周知徹底を図ります。

以上のような実効性のある再発防止策を徹底するとともに、皆様の信頼回復に努めてまいります。

以 上